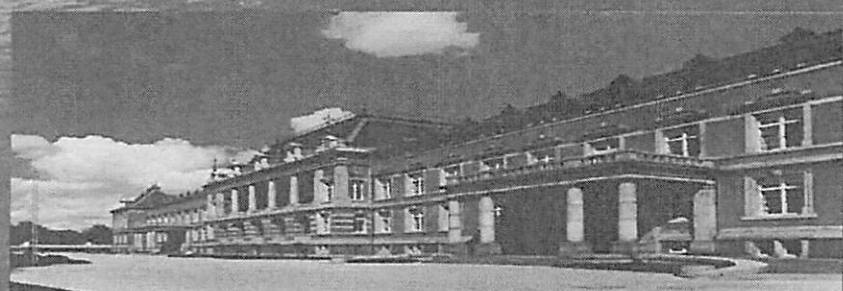


法務大臣権限法



訟務調査官室

1

○訟務制度の根拠法令及び運用規程

法令	法律	○法務省設置法 ○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律
	政令	○法務省組織令 ○国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令
	省令	○法務省組織規則 ○法務局及び地方法務局組織規則
訓令	訓令	○法務局及び地方法務局訟務処理規程 ○上席訟務官の配置等に関する訓令 ほか
通達	通達	○法務局及び地方法務局訟務処理細則 ○法務大臣官房訟務部門訟務処理準則 ほか

2

法務大臣権限法の構成

- 1 国を当事者又は参加人とする訴訟（1条～3条）
- 2 行政庁の処分又は裁決に係る国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟（5条、6条）
- 3 地方公共団体を被告又はその行政庁を当事者若しくは参加人とする第一号法定受託事務に関する訴訟（6条の2）
- 4 独立行政法人又はその行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟（6条の3）
- 5 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人の事務に関する訴訟（7条）
- 6 指定代理人の権限（8条）
- 7 法務大臣の意見陳述（4条）
- 8 調停その他非訟事件への準用（9条）
- 9 地方公共団体が処理する事務の区分（10条）

3

法務大臣権限法の構成

- 1 国を当事者又は参加人とする訴訟（1条～3条）
- 2 行政庁の処分又は裁決に係る国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟（5条、6条）
- 3 地方公共団体を被告又はその行政庁を当事者若しくは参加人とする第一号法定受託事務に関する訴訟（6条の2）
- 4 独立行政法人又はその行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟（6条の3）
- 5 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人の事務に関する訴訟（7条）

4

法務大臣権限法の構成

- 6 指定代理人の権限（8条）
- 7 法務大臣の意見陳述（4条）
- 8 調停その他非訟事件への準用（9条）
- 9 地方公共団体が処理する事務の区分（10条）

5

1 国を当事者又は参加人とする 訴訟

→ 法務大臣が当然に関与する訴訟

1条 法務大臣が国を代表する。

2条1項

所部の職員（訟務組織の職員）が指定代理人となって訴訟を行う

6

○ 国を当事者とする訴訟(1条～3条関係)

国が原告となる訴訟

- ・ 国有財産(土地・建物)の所有権確認請求事件
- ・ 国有地の不法占拠者に対する明渡請求事件



国が被告となる訴訟

- ・ 国家賠償請求事件
- ・ 行政庁がした処分又は裁決の取消請求事件等の抗告訴訟

→ 5条, 6条を適用

○ 国を参加人とする訴訟(1条～3条関係)

国がXから農地を買収し、Yに売渡後、Xが買収無効を前提にYに対し所有権確認請求訴訟を提起した場合

← 国がYのために
補助参加



1 国を当事者又は参加人とする 訴訟

2条2項

法務大臣が所管行政庁の職員を代理人に
指定

2条3項・4項

法務大臣が地方公共団体、独立行政法人
の職員を代理人に指定

→ 訟務の職員とともに協力して訴訟追行

9

○ 第一号法定受託事務の処理に関する訴訟 (2条3項関係)

- ・ 2級河川区域内の不法
占拠者に対し、国が所有
権に基づき、その明渡し
を求める訴訟

→ 2級河川の管理に関
する事務＝第一号法廷
受託事務(河川法100
条の3①1)

→ 都道府県職員を指定
代理人に



10

1 国を当事者又は参加人とする 訴訟

弁護士を訴訟代理人に選任
(3条)

→ 選任弁護士

11

選 任 弁 護 士

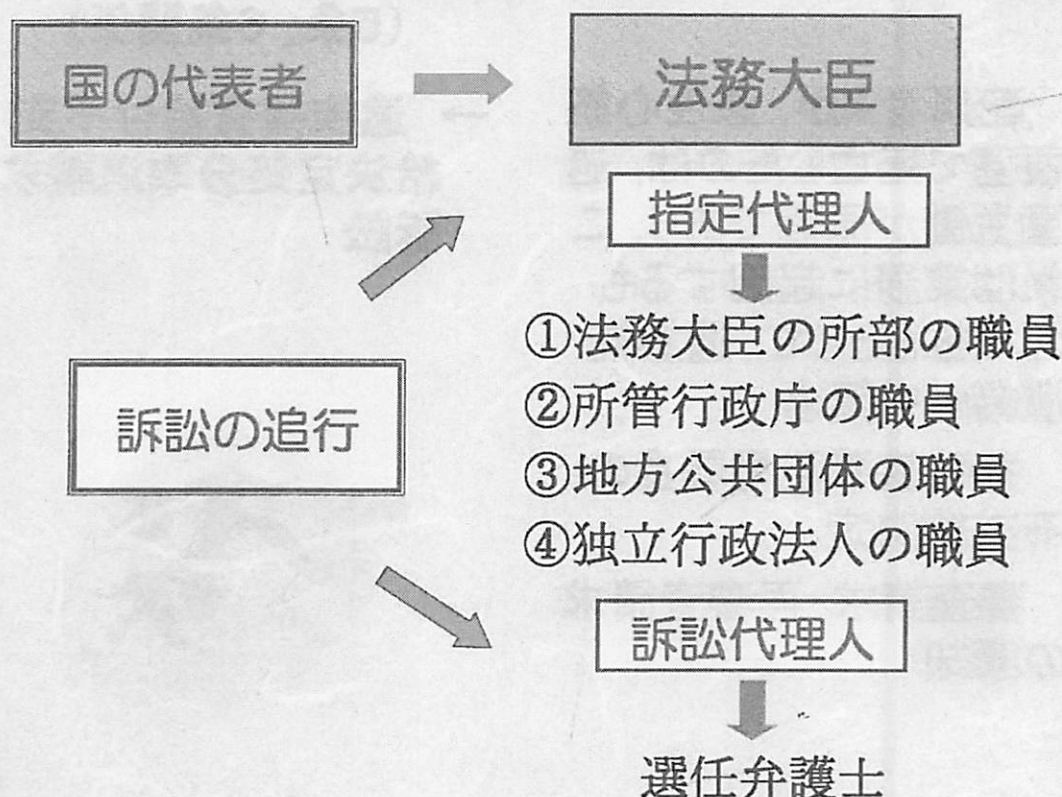
- ・ 長期間係属する見込みの事件で、訴訟の継続性を確保するため
- ・ 弁護士の専門的知識・経験を活用する必要があるため
- ・ 事件数が膨大で訟務組織の職員のみで処理しきれないことに対応するため

○ 3条以外の弁護士の選任 →

6条2項, 6条の2第4項, 6条の3第4項

12

1 国を当事者又は参加人とする訴訟（1条～3条）



13

2 行政庁の処分又は裁決に係る 国を被告とする訴訟

又は

当該行政庁を当事者若しくは
参加人とする訴訟

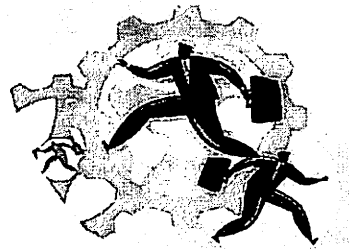
（5条、6条）

14

○ 行政庁の処分・裁決に係る国を被告とする訴訟
(5条, 6条関係)

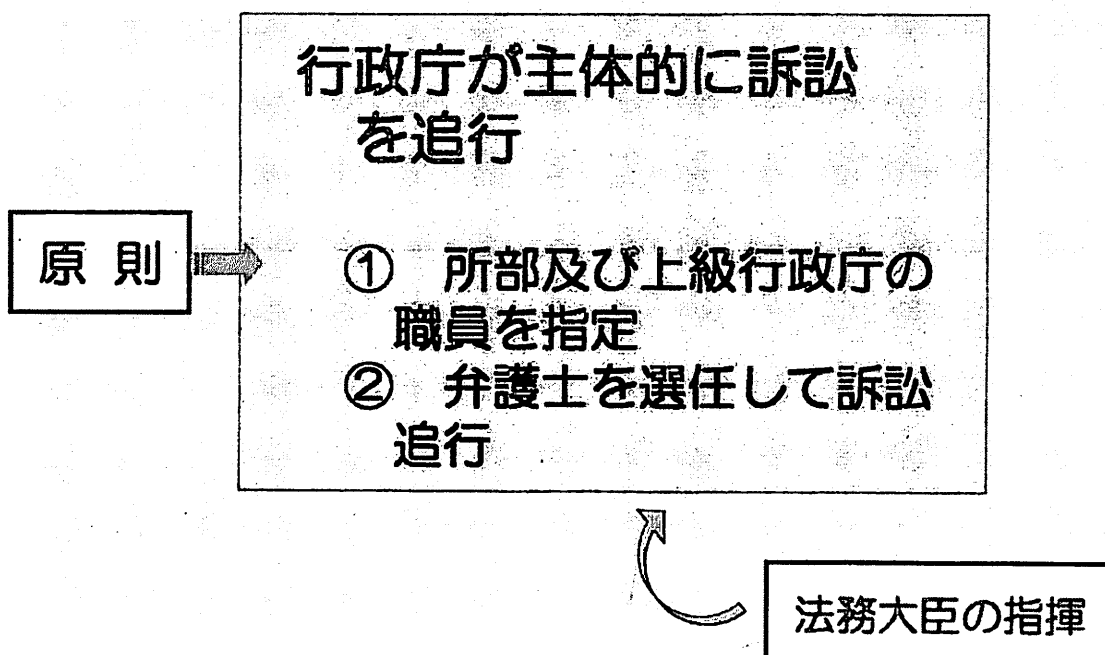
- ・ 配偶者Aが、急性心筋梗塞で死亡したのは、過重労働が原因であり、これは業務に起因するものであるとして、遺族補償給付を請求
- ・ 労働基準監督署長の不支給決定
- ・ 審査請求・再審査請求の棄却

→ 遺族補償給付不支給決定処分取消請求訴訟



15

2 行政庁の処分又は裁決に係る国を被告とする訴訟
又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟
(5条)



16

2 行政庁の処分又は裁決に係る国を被告とする訴訟
又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟
(6条)

6条2項

法務大臣が「必要があると認めるとき」

- ① 法務大臣の所部の職員又は選任弁護士による訴訟の追行
- ② 行政庁の指定した職員及び選任弁護士の解任

実務上

→ 法務大臣が指定した訟務の職員と
行政庁の指定した所部の職員が一緒
になって訴訟追行

17

3 地方公共団体を被告又はその行政庁を当事者若しくは参加人とする第一号法定受託事務に関する訴訟

(6条の2)

→ 法務大臣が必要と認める場合に関与する訴訟

18

第1号法定受託事務に関する訴訟 【6条の2】

地方公共団体が被告

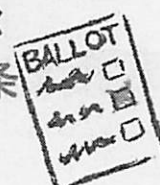
- 市町村長がした生活保護受給申請拒否処分に係る取消訴訟



地方公共団体の行政庁を当事者

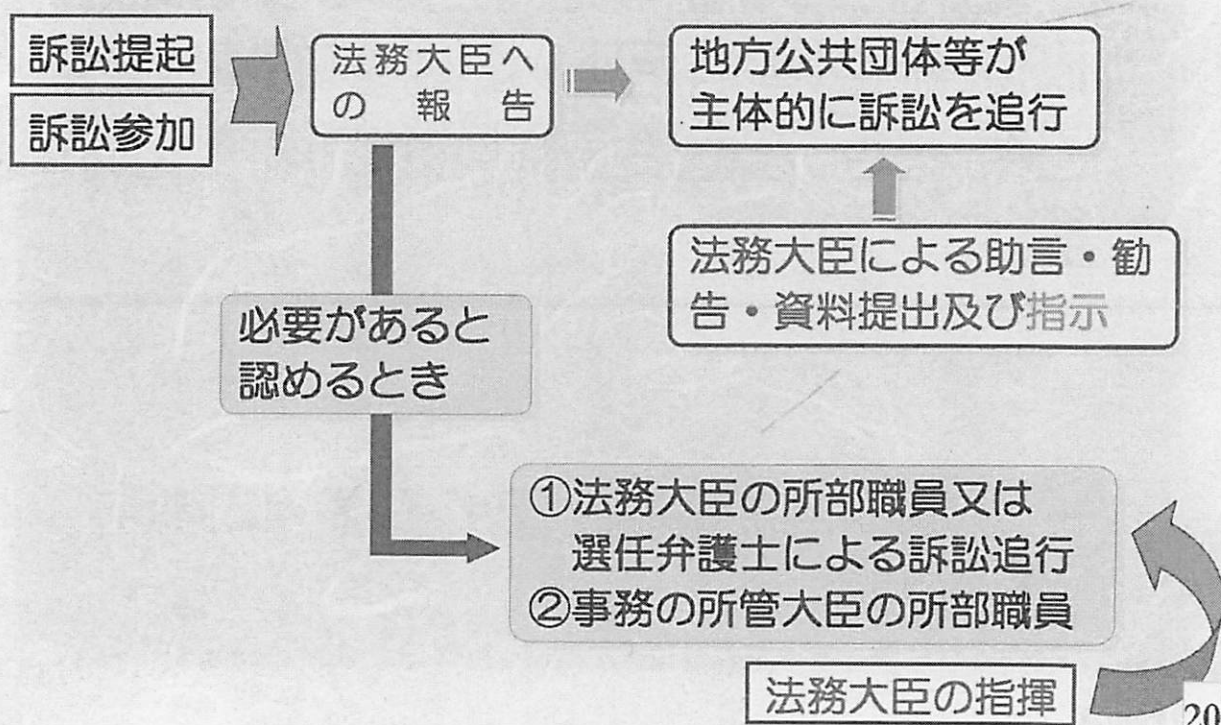
- 衆議院(小選挙区制)議員又は参議院(選挙区選挙)議員の選挙の効力に関して都道府県選挙管理委員会を被告とした選挙訴訟

◎公職選挙法204条



19

3 地方公共団体又は地方公共団体の行政庁を当事者又は参加人とする第1号法定受託事務に関する訴訟(6条の2)



20

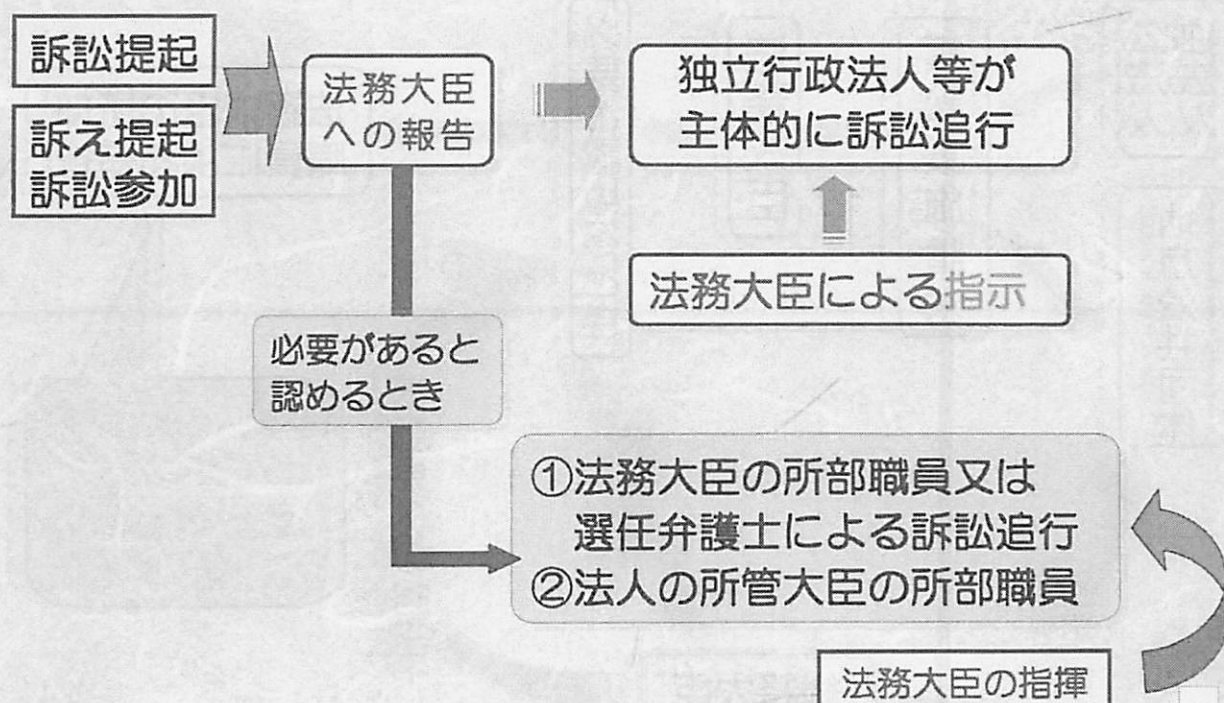
4 独立行政法人又はその行政庁を 当事者若しくは参加人とする訴訟

(6条の3)

→ 法務大臣が必要と認める場合に関与
する訴訟

21

4 独立行政法人又はその行政庁を当事者又は 参加人とする訴訟 (6条の3)



22

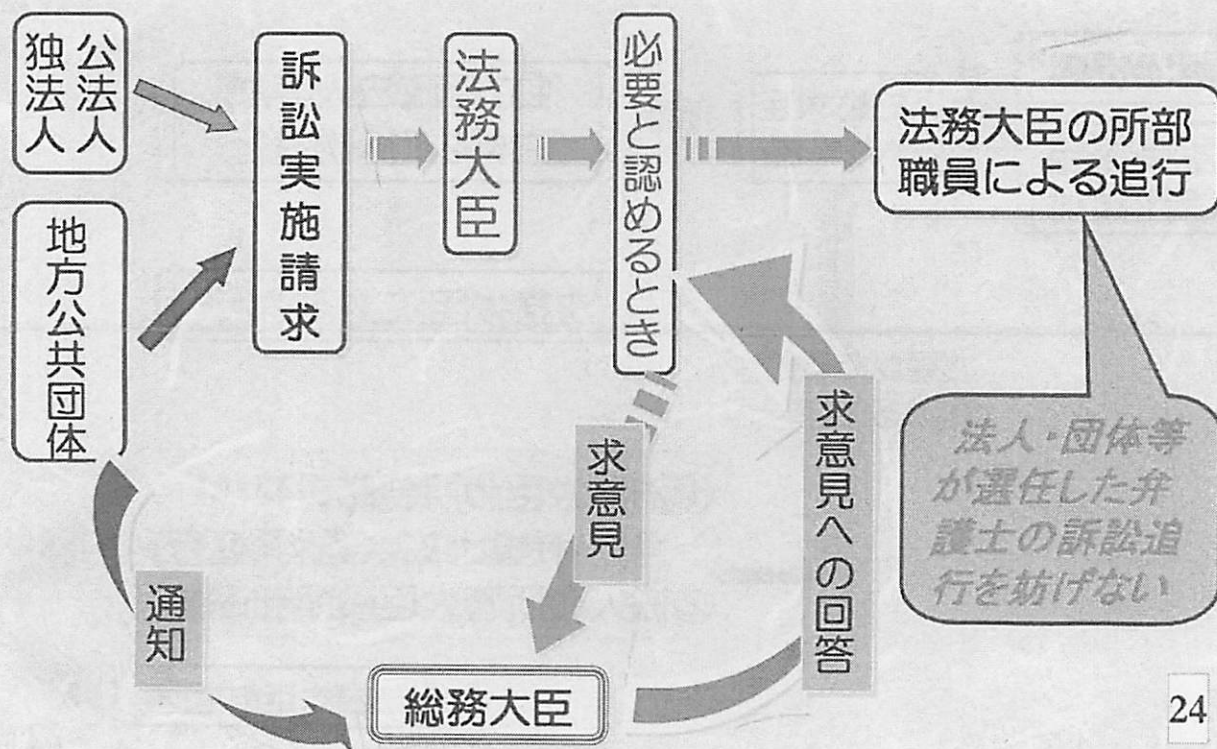
5 地方公共団体，独立行政法人又は政令公法人の事務に関する訴訟

(7条)

→ 団体から実施請求を受けて関与する訴訟

23

5 地方公共団体，独立行政法人又は政令公法人の事務に関する訴訟(7条)



24

法務大臣権限法の構成

- 1 国を当事者又は参加人とする訴訟（1条～3条）
- 2 行政庁の処分又は裁決に係る国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟（5条、6条）
- 3 地方公共団体を被告又はその行政庁を当事者若しくは参加人とする第一号法定受託事務に関する訴訟（6条の2）
- 4 独立行政法人又はその行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟（6条の3）
- 5 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人の事務に関する訴訟（7条）

25

法務大臣権限法の構成

- 6 指定代理人の権限（8条）
- 7 法務大臣の意見陳述（4条）
- 8 調停その他非訟事件への準用（9条）
- 9 地方公共団体が処理する事務の区分（10条）

26

6 指定代理人の権限

(8 条)

代理人の選任以外の一切の裁判上の行為

27

6 指定代理人の権限 (8 条)

- ・ 民訴法55条1項に例示された訴訟行為
- ・ 同条2項1号から4号までの行為
反訴の提起, 訴えの取下げ, 和解, 上訴等
- ・ その他の訴訟行為

28

指定代理人の権限 (8条ただし書)

- 7条3項の規定による地方公共団体の事務に関する訴訟の指定代理人
 - 『民訴法55条2項の規定が準用』
 - 2項1号から4号までの『訴えの取り下げ, 和解, 上訴等』の各行為については, 当該地方公共団体からの特別授權を要する。

29

7 法務大臣の意見陳述 (4条)

制 度 趣 旨

裁判所に対し, 国家機関としての公共的立場で意見を述べることによって, 国の利益の擁護又は公共の福祉の確保を図る

意見陳述の対象

国の利害又は公共に福祉に重大な関係のある訴訟
(※ 最高裁昭和62年4月22日大法廷判決)

訴訟上の効力

法的効果はなく, 裁判所はこれに一切拘束されないから, 裁判所に対する参考意見となるにすぎない。

30

8 調停その他非訟事件への準用に関する規定（9条）

調停事件

民事調停法に基づく調停

当事者のほか、利害
関係人としての呼び
出しも含む

非訟事件

実質的意味での非訟事件
であり、非訟事件手続法
に定められた事件に限ら
ない

家事審判法及び会社
更生法（倒産処理）
に基づく手続も含む

9 事務の区分（10条）

権限法上の第1
号法定受託事務

- ・ 2条3項
→ 国の指定代理人としてする行為

- ・ 6条の2第1項・2項
→ 法務大臣への報告

自治事務

その他

E N D